

2008 年 4 月 1 日
株式会社 かんぽ生命保険

加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正要望について

株式会社かんぽ生命保険（取締役兼代表執行役会長進藤丈介、以下「かんぽ生命」）は、本日、金融庁長官、総務大臣及び内閣官房郵政民営化推進室長に対し、加入後一定期間経過した場合の限度額規制について、政令改正要望を行いましたので、お知らせいたします（詳細は別紙をご参照ください）。

加入後一定期間経過した場合の限度額規制の改正は、お客さまの利便性向上を図る観点や当社の経営の安定のために是非とも必要であることから、関係者の御理解を賜り、早期の政令改正を希望しております。

（連絡先）

株式会社 かんぽ生命保険 経営企画部調査広報室

電 話： 03-3504-4418（直通）

F A X： 03-3506-0944

(別紙)

加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する要望

- 1 加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げは、昨年（2007 年 9 月 10 日）ご認可いただいた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」において、早期の実施を表明しているものです。
- 2 現在、加入後一定期間（4 年）を経過し保険引受けリスク上問題がないと判断される被保険者について、300 万円まで加入限度額に算入しないこととされていますが、この金額では、お客さまの追加加入ニーズに十分応えることが困難なものとなっています。
- 3 さらに、かんぽ生命の上場を目指す中で、市場に評価されるためには、商品の魅力向上が不可欠です。そうした中で、既存の加入限度額について一定の見直しを行なうことは、商品の魅力を向上させることにつながるものです。
- 4 以上の点を、ご理解をいただき、加入後一定期間経過した場合の限度額について、1000 万円まで加入限度額に算入しないよう、郵政民営化法施行令の改正を早期に実現していただきますようお願いいたします。

以上